

平成 27 年 5 月 29 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720338

研究課題名（和文）戦間期ハンガリー「人種福祉国家」の社会史

研究課題名（英文）Social history of "racial welfare state" in the interwar period Hungary

研究代表者

姉川 雄大 (Anegawa, Yudai)

千葉大学・アカデミック・リンク・センター・特任助教

研究者番号：00554304

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000 円

研究成果の概要（和文）：戦間期ハンガリーの「生産的社会政策」を地域社会、道徳規範、人種排除という観点から検討するとともに、この社会政策による支援可否の選別基準を明らかにした。その結果、この政策が地域社会におけるパトナリスティックな権力関係を維持する機能を果たしたこと、同時にこの政策を通じて地域社会が国家による道徳規範の教化と人種的排除を支えていたこと、この相補性は被支援家族の「生産性」や返済能力によって導かれる、支援に値する／しないという選別基準によって可能になっていた、あるいは強化されていたことが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This study investigated the impact of Hungary's 'productive social policy', provided in the form of loans, during the interwar period upon local power relations, moral norms and racial tolerance. The study also examined the selection criteria by which rural support was allocated. The research finds that; first, this policy played the role of maintaining paternalistic power relations in local societies; second, local communities supported the indoctrination of moral norms and state racial exclusion through this policy; third, this complementarity was made possible or promoted by the selection criteria of whether or not families were regarded as 'worthy', which depended upon the anticipated 'productivity' of those in receipt of family loans and the likelihood of loan repayment.

研究分野：西洋近現代史

キーワード：ハンガリー 社会政策 人種主義 家族 権威主義

1. 研究開始当初の背景

ハンガリー近現代史における最大の問題の一つは、ハンガリー近代史が西歐的な自由主義的発展から遅れ、逸脱した「特有の道」であったかどうかにある。近年の研究は、「特有の道」論を克服し、ハンガリーにおける自由主義的発展を積極的に見出そうとしている。戦間期ハンガリーの社会政策は、ハンガリーにおける同時代西欧と同様の社会的自由主義の発展の指標として、現在クローズアップされる研究領域となっている。

しかしその場合、「特有の道」論においては容易であった、戦間期ハンガリーの権威主義化を説明することが困難になるという課題が生じる。この点をもっとも問題視しているのが、戦間期の社会政策・福祉国家を対象領域とする歴史研究である。そこでは、権威主義体制下において社会的自由主義が発展したという矛盾の解明がハンガリー歴史学の課題である、と指摘されている(Gyáni Gábor, Szociálpolitika és jótékonytás a két világháború közötti Magyarországon, In: Szilágyi Csaba ed., *Szociális kérdések és mozgalmak Magyarországon(1919-1945)*, Gondolat, 2008)。

このような中で、戦間期ハンガリーにおいて社会政策と人種主義とが相互依存・相互強化の関係にあったという指摘(Ungváry Krisztián, Szociálpolitika, modernitás és antiszemizmus Imrédy Béla politikájában, In: Romsics Ignác ed., *A magyar jobboldali hagyomány*, Osiris, 2009)は、社会的自由主義と、反自由主義的・権威主義的要素の極北ともみなされうる人種主義との関係を示すことになった。

特に、この時期の社会政策の中でも農村貧困層の居住・失業対策の施策「全国民衆家族保護基金」の活動は、第二次世界大戦以前の社会政策の到達点と評価されていると同時に、人種主義との関連も明らかにされており、同基金の活動において反ユダヤ主義が「効果的に」機能したことが明らかにされていた(Szikra Dorottya, A szociálpolitika másik arca. Fajvédelem és produktív szociálpolitika az 1940-es évek Magyarországon, *Századvég*, 2008/2)。またそれは、社会政策の実施対象を決定する場面で在地の「担当者」および「有力者」の「裁量権」が大きかったことと関連しているのではないかと示唆されていた(Hámori Péter, Utak az országos nép- és családvédelmi alaphoz(Mi is az a modern szociálpolitika?), In: Szilágyi, op. cit.)。

2. 研究の目的

本研究は、社会政策と人種主義の関係を検討することによって、東中欧における自由主義と反自由主義・権威主義の関係を明らかに

するという目的のために行われる。背景となる研究動向を踏まえると、地域社会の実施の局面における、自治体や在地有力者による非公式の意志決定が、どのように社会政策と人種主義とを支えていたのか、ということが具体的な研究課題となる。本申請研究期間内には、戦間期ハンガリーの社会政策「全国民衆家族保護基金」の運用場面を対象とすることにより、地域社会が人種主義と不即不離の関係にあった社会政策をどのように支えたのか、ということを課題とした。

そのために、同基金の活動が地域社会の社会関係の維持にどのように寄与したのかという点と、同基金の活動において地域社会の社会関係がどのように反映され、そのことが同基金を通じて社会政策の全体のシステムをどの程度支えていたのかという点との、両面が明らかにされる必要がある。したがって、地域社会と社会政策システムの双方に規定され、またその双方を支える結節点としての同基金の在地組織の活動を分析する。

またこの分析は、社会政策と人種主義的政策が一致して追求した要素を中心にしてなされる。社会政策と人種主義は、ともに国民(人種)の再生産の単位としての「健康で道徳的に健全な家族」を追求したとされている(Mark Mazower, *Dark Continent. Europa's Twentieth Century*, The Penguin Press, 1998ほか)ことを受け、これを軸にして地域社会と社会政策システムの関係を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究の目的は、戦間期ハンガリー最大の社会政策とされる、全国民衆家族基金の在地組織による活動を対象とし、この活動における地域社会と社会政策システムの関係を明らかにすることによって達成される。特に、この活動における被援助者選別・従事者選抜等の基準と運用を中心に、そこにおける、社会政策と人種主義政策の共通要素であった「道徳」「家族」という価値の実際の機能の分析、被援助者・従事者と地域社会・社会政策システムのそれぞれの関係の分析等を行う。

社会政策と人種主義は、ともに国民(人種)の再生産の単位としての「健康で道徳的に健全な家族」を追求したとされる(前掲Mazowerほか)。本研究の対象となる全国民衆家族基金の活動においても、実施対象の決定過程では「態度・道徳」を判断基準としたパトナリスティックな運用が目立ったことが示唆されている(前掲Hámori)。「道徳的な健全さ」という基準は、特に非公式の権力関係の中で運用される要素と考えられ、地域社会の権力関係と、社会政策のシステム全体および人種主義的政策・運動の全体との結節点として分析することができる。したがって本研究においては、同基金の活動の様々な場面における

「道徳的」な判断基準がどのような社会関係の中で機能したのか、ということが常に念頭に置かれることがある。特に、被援助者選別（援助に値する/値しない）の基準が、実際の活動の様々な場面と並んで重視される。

これらを軸として、第一に被援助者選別の際の基準がどのように機能したのかということを中心とした、同基金の運用の実態を明らかにする。そのうえで第二に、同基金の在地における活動と、在地社会の公式・非公式の権力関係とが、相互にどのような影響を与え、相互にどの程度不可欠な要素として組み込まれていたのかということを明らかにする

4. 研究成果

(1) 本研究の東中欧近現代史全体における位置付けと意義を再確認するとともに、本研究の軸となる具体的対象を特定した。具体的には、第一に、ハンガリー近現代史の主要な主題を、「特有の道」批判の自由主義史として整理し、そこから権威主義化の契機を明らかにするという課題を析出することによって、社会政策と人種主義を「人種福祉国家」という一体の問題として考えることの重要性を明らかにした。このことによって、戦間期西洋史全体における東中欧権威主義諸国家の研究が持つ位置についても確認することができた。第二に、「人種福祉国家」における社会政策と人種主義の関係は、「家族」および「地域社会におけるパータナリストイクな権力関係」を軸に解明されるべきであることを明らかにした。（5. 発表論文等[図書]）

(2) 本研究の目的である、戦間期ハンガリーにおける自由主義と権威主義の関係の解明という主題をめぐって、本研究の主な検討対象である社会政策とは別に、教育を通じた国民化政策の変容という視点からも検討し、自由主義の自己展開としての権威主義化という側面があったことを明らかにした。具体的には、戦間期ハンガリーにおける主要な国民化政策のひとつであった学校外体育義務制度について、これが一定程度自由主義的国民主義の色彩を帯びた国民化政策として開始されたものの、その政策の挫折とその克服の過程が、軍事主義化と権威主義化の前提となったことを指摘した（5. 発表論文等[学会発表]）。また、戦間期ハンガリーについて、これが19世紀以来の国民化の、第一次世界大戦を経た総力戦体制による完成形態としてみなせるかどうかという点についても検証し、本研究を異なる理論的視点から相対化してとらえることも試みた。しかし、総力戦が国民化を必ずしも完遂せず、むしろ第一次世界大戦後の状況が重要である点を明らかにし、一定の成果は出たものの（5. 発表論文等[図書]）本研究の「人種福祉国家」の社会史に直結させて検討するところまで

は至らなかつたため、このような国民化政策における自由主義の反自由主義化の問題は別に課題を立てて検討をすすめるべき対象であると考え、本研究の枠組みではこれ以上取り組まなかった。

(3) 戦間期ハンガリーの貧困農村対策としての社会政策である「全国民衆家族保護基金」が、福祉の複合体における排除の問題の一部であることを明らかにした。具体的には、この政策が国家のみを担い手として行われるのではなく、政策導入当初から、社会的諸団体との協働を通じて実現されるべきとされていたことを明らかにした。同時に、この政策はユダヤ財産の没収と再分配によって行われたことが明らかになっている。これらにより、国家をあくまでも多様な担い手の一つとみなし、それを含みつつ中間的諸領域とあわせて福祉の主体と考える「福祉の複合体」論に対しては、本研究が「複合体」における排除の事例としての意味を持つことが確認できた。また中間領域における排除の問題を扱うことが、「市民社会」「公共圏」を規範的にとらえる西欧中心主義と、その裏返しであるヨーロッパ東西二分論を相対化することにつながることを明らかにした。さらに、「市民社会」「公共圏」概念によって成立する東欧諸地域における「中央ヨーロッパ」という地域理念を相対化することにより、現在のヨーロッパにおける新自由主義の展開の解明という現在の課題に対しても、一定の寄与ができることが明らかになった。（5. 発表論文等[図書]）

(4)(1)および(3)の成果を踏まえ、社会政策における国家と社会の協働の側面について、これが機能する前提を明らかにした。具体的には、全国民衆家族保護基金による農村を対象とした支援活動のうち、一定の割合が、キリスト教社会運動の青年組織等、農村改良を目的とした諸団体の活動に対する支援にさかれていたこと、このような支援は当初想定されていた範囲を超えて、また行政機構の分掌システムを逸脱しても実現されたこと、ただしこれは「農村の人民の道徳的な向上」と彼らの「経済的自立の向上」という国家と社会団体の目的の一致を条件として実現したことを見た。これらによって、国家と社会の協働は農村の人民に対する支援が「生産的」であるということを前提にしていることが明らかになった。（5. 発表論文等[雑誌論文]）

(5)(1)および(3)の成果を踏まえ、社会政策における国家と社会の関係という観点から、支援の担い手（ソーシャルワーカー）の位置付けを検討した。第一に、キリスト教系慈善団体に対する活動支援の要望に対する対応から、国家は全校民衆家族保護基金による新たな社会政策について、その担い手の養成を

「専門性」の確保を理由に独占しようとしていたことを明らかにした。第二に、国家による計画的「専門家」養成は、実際には「副専攻による資格課程」としてしか実現せず、また実際の支援にあたっては、地域社会によって供給される非「専門家」の存在が不可欠だったケースもあることを明らかにした。これらにより、国家が想定する「専門」性の地域社会における機能と、「専門」性における地域社会の論理の両面を解明することが必要であることが明らかになった。さらにこの「専門」性は社会政策が「生産的」であることを保証するものと想定されていたことから、これを言い換えると、「生産的」であることの地域社会における機能と、「生産的」であることにおける地域社会の論理の両面を描き出すことが、本研究の課題に応えることになるという点が明らかになった。(5 . 発表論文等[雑誌論文])

(6)(4)および(5)の成果を踏まえ、戦間期ハンガリーの社会政策「全国民衆家族保護基金」のエージェント(担い手)であるソーシャルワーカーと、被支援者である農村貧困多子家族との接触面を検討の対象として、国家的社会政策システムと在地社会の結節点における「生産的」であることと「健康で道徳的に健全な家族」規範の機能を、以下のように明らかにした。第一に、国家によって「科学的」に用意された選別基準である「生産性」とは、貸与支援に対する返済能力を意味し、返済能力は勤勉さなどの徳目や生活態度、また「正しい家族」像への適合などの規範によって判断されるものとされるため、「生産性」がいわば規範の諸徳目を「科学的」選別基準に変換する機能を持っていったことを明らかにした。第二に、実際にソーシャルワーカーが在地のエージェントとしてこの基準によって選別を行う場面が確保されたことにより、国家は彼らを通じて貧困層に対する直接的な教化・矯正を行う機会を得たことを明らかにした。また同時に、在地のエージェントによる規範・徳目に沿った選別が、人種排除を含む政策を支え、機能させているという側面を明らかにした。第三に、エージェントと被支援者の接触場面で実際に選別が行われる際に、この社会政策が持つ貧民に対する支援であることと返済能力持つ者への支援であることという両面性が、これら二つの要素の間にエージェントの裁量の働く大きな余地を生じさせたこと、つまり被支援者の「態度」という選別基準が「生産的」社会政策であることによってもたらされたということを明らかにした。以上の3点によって、在地社会の権力構造が「生産的社會政策」によって維持・強化される側面と、国家による介入が在地社会の論理の作動によって実現する側面が相補的・相互強化の関係にあったこと、またその関係は「生産的社會政策」であるということによって可能になっていたことが

明らかになった。(5 . 発表論文等[図書])

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

姉川雄大、戦間期ハンガリーの「生産的社會政策」における国家と社会、人文社会科学研究科研究プロジェクト報告集(1920年代の国際関係における地域と地域構想の再編)査読無、第286集、2015、7-16.

[学会発表](計1件)

姉川雄大、戦間期ハンガリーの体育政策における国民化 リベラル・ナショナリズムの挫折と権威主義化、JCAS次世代ワークショップ 地域の「対外的境界」と「内なる境界」

東欧与中国語圏をめぐる研究者の対話、2013年1月12日、東京外国语大学海外事情研究所(東京都・府中市)

[図書](計4件)

姉川雄大 他、昭和堂、教育で支援する家族・学校・労働へのアクセスをめぐって(仮) 2015(予定) 頁数等未定。

姉川雄大 他、彩流社、つながりと権力の世界史、2014、93-114(第4章「総力戦下の国民化と体育」)。

姉川雄大 他、昭和堂、福祉国家と教育比較教育社会史の新たな展開に向けて、2013、287-300(「東欧近現代史から見た「市民社会」」)。

姉川雄大 他、昭和堂、ハプスブルク史研究入門 歴史のラビリンスへの招待、2013、208-216(第15章「自由の限界、福祉の境界」)。

6 . 研究組織

(1)研究代表者

姉川雄大(ANEKAWA, Yudai)

千葉大学・アカデミック・リンク・センター・特任助教
研究者番号: 00554304

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし